

# 1 常用雇用労働者の総数の把握 ( STEP1 )

## (1) 常用雇用労働者とは

障害者雇用納付金制度における「常用雇用労働者」とは、あなたの企業で、雇用契約の形式の如何を問わず、

① 雇用（契約）期間の定めなく雇用されている労働者

及び

一定の期間を定めて雇用（契約）されている労働者であって、その雇用（契約）期間が反復更新されて事実上①と同等と認められる労働者、具体的には、

② 雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

又は

③ 過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者

であって、1週間の所定労働時間（週所定労働時間 ※）が20時間以上の労働者をいいます。

したがって、上記①、②又は③のいずれかに該当し、週所定労働時間が20時間以上の労働者は、申告申請の基礎となる各月の「算定基礎日」に計上する常用雇用労働者となります。（ただし、「雇用保険の被保険者」とは定義が異なります。）

※ 「常用雇用労働者」には、雇用障害者の方も含まれます。

※ 「算定基礎日」とは、各月ごとの労働者数を把握する日をいいます。各月ごとの初日とするのが原則ですが、各月ごとの賃金締切日としても差し支えありません。常用雇用労働者のカウントは、算定基礎日に在職しているか否かで計上します。

なお、常用雇用労働者は、週所定労働時間の時間数によって、以下に示す「短時間以外の常用雇用労働者」と「短時間労働者」に区分されます。

### イ 「短時間以外の常用雇用労働者」の範囲

「短時間以外の常用雇用労働者」とは、常用雇用労働者のうち、週所定労働時間が30時間以上である労働者をいいます。（1人を1カウントします。）

### ロ 「短時間労働者」の範囲

「短時間労働者」とは、常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短い労働者であって、週所定労働時間が20時間以上30時間未満である労働者をいいます。（1人を0.5カウントします。）

	労働契約の契約期間等	例	週所定労働時間
常用雇用労働者	① 契約期間の定めがなく雇用されている労働者	正社員	20時間以上
	契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、	契約社員 非常勤職員 パート	
	② 雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者	アルバイト 派遣社員 等	
	③ 過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者	(名称は問いません)	

週所定労働時間	雇用区分
30時間以上	短時間以外の常用雇用労働者 (1人を1カウント)
20時間以上 30時間未満	短時間労働者 (1人を0.5カウント)
20時間未満	常用雇用労働者に該当しない労働者















